

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 56 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 11 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

位置情報の収集・使用に関する訴訟の開始

2019 年 10 月 29 日、オーストラリア競争・消費者委員会（Australia Competition and Consumer Commission、「ACCC」）は、Google 米国本社およびオーストラリア法人に対して、Android 携帯・タブレットのユーザーの位置情報の収集、保有、使用に関し、オーストラリア消費者法（Australia Consumer Law）の違反があると主張して、連邦裁判所に訴えを提起しました。

ACCC は、Google 社は、Android ユーザーの位置情報に関連する設定を有効にするかどうかについて、ユーザーに「説明を受けたうえでの選択」（informed choice）を与えることなく、位置情報を収集・保持・使用し、それにより、消費者に対して虚偽または誤導の表示を行ったと主張し、罰金その他の救済を求めています。

位置情報の収集・使用に関して、Google 社に対する訴えは米国や欧州でも提起されており、豪州もその流れに即したといえますが、本件は規制機関である ACCC によって提起された訴訟であるという点に特徴があります。ACCC は、デジタルプラットホームにおける消費者の個人情報の使用に関する透明性は、最優先課題の一つであると述べており、本件では、既存の消費者法の枠組みで是正を図ろうとしているものです。今回の訴訟が成功しなかった場合、ACCC は消費者法の改正を求めていく可能性があり、今後の動向が注目されます。このような ACCC の動向を受け、顧客の個人データを収集・使用する企業は、そのプロセスを再度見直す必要があるといえるでしょう。

本稿では、本訴訟の概要と実務上の留意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

WA 州区分所有法の見直し（不動産法）

西オーストラリア州の新たな区分所有法（strata laws）は、意見公募手続が終了し、2020年4月1日以降の発効に向け、最終調整に入りました。新法では、区分所有物件の買主候補に対して契約締結前に提供すべき情報の追加、情報の提供方法、買主の売買契約の解除権の強化などが規定されます。また、区分所有物件の管理規約にも影響があるため、同法の発効以降、管理規約を修正または新たに作成する場合には、同法の内容に整合しているか確認する必要があります。

本稿では、本法案の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

NT 準州の新たな環境保護法と関連規則の発表（環境法）

北部準州では、これまでの環境アセスメント法に代わる新たな環境保護法案（Environment Protection Bill 2019）が発表され、2019年9月29日に議会で可決されました。それに合わせて、環境保護規則のドラフトが発表され、2019年12月16日まで、意見公募が行われます。同規則では、新たな環境影響評価の手続や環境保護機関（Environment Protection Authority）の権限、「重大な環境破壊」の基準など、多くの事項・手続について規定されています。

本稿では、本法案と関連規則の内容について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

NSW 州の建物完成前売買に関する新規制（不動産法）

ニューサウスウェールズ州では、2019年12月1日から、建物完成前売買（off-the-plan sales）に関する新たなルールが追加されます。建物完成前に建物を売却しようとするディベロッパーは、売買契約に開示書類（Disclosure Statement）を添付することが義務付けられます。その開示書類には、開発に影響がある事象が生じた場合にディベロッパーに契約を取り消す権利があるかどうか、開発承認の状況、不動産の権利関係など、その不動産に関する重要な情報の詳細や売買条件を記載することが必要になります。

本稿では、本規制の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

VIC 州リテール向け賃貸借法の適用の可否（不動産法）

ビクトリア州では、リテール向けの賃貸借には、リテール向け賃貸借法（Retail Leases Act 2003）が適用されますが、テナントの出費（主に賃料と共益費）額が一定金額を上回る賃貸借には適用がありません。ビクトリア州最高裁判所は近時、テナントの出費額が賃貸借契約締結後にその一定金額を上回った事案に関して、リテール向け賃貸借法が適用されるかどうかは契約締結時点によって決まり、その後テナントの出費が一定金額を上回ることになったとしても、途中から同法の適用がなくなるものではないと判示しました。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

プライバシー保護法の適用範囲（プライバシー法）

オーストラリアで事業を行う一定規模以上の会社は、連邦プライバシー保護法（Private Act 1988）を遵守する必要がありますが、従業員記録（employment record）と従業員の個人情報に関する行為については、同法の適用が除外されます。この例外規定に関し、フェアワーク委員会は、同例外は従業員の個人情報を「使用」するときのみ適用され、「収集」する場面では適用がないと判断しました。本決定の是非について、上位の裁判所や個人情報に関する規制機関であるインフォメーションコミッショナーの判断はなされていませんが、従業員記録の例外が狭く解釈される可能性があるため注意が必要です。

本稿では、本決定の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

建設契約を中途解約した際の履行相当額の請求の可否

建設契約がオーナー側の都合で解約された場合、建設者はオーナーに対し、契約違反に基づく損害賠償を請求するか、履行済みの仕事と材料調達費に相当する履行相当額（Quantum meruit）の請求をすることによって救済を受けることができます。連邦最高裁判所は近時、オーナー側の都合で建設契約が解約された場合に建設者が履行相当額の請求ができる範囲を限定する判断をしました。具体的には、契約終了時点で契約上の支払請求権がまだ発生していない部分についてのみ、Quantum meruit の請求ができ、かつ、特段の事情がない限り、契約金額を超えた履行相当額を請求することはできないと判示されました。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州の観点から見たガバナンス (2019年8月13日、ブリスベン)

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV契約やJV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州クィーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 (2019年3月1日、東京)

加納弁護士が、2019年3月1日に、2018年11月豪州クィーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources（Financial Provisioning） Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクトおよび資源業界全体に与える影響について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営 (2019年3月12日、シドニー)

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。



「オーストラリアにおけるビジネス展開」と題する本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものです。本稿では、対オーストラリア投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概略を述べています。本稿は直近の法改正等を盛り込んだ最新版となっていますが、法律や商慣習は絶えず変化していますので、あくまで入門書としてのみご参照下さい。具体的な投資判断の際には、事前に専門家のアドバイスを受けて下さい。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。

また、本稿のウェブページ版も2019年10月下旬にリリースされ、関心のある法分野をより素早く簡単に検索できるようになったことに加え、スマートフォンからのアクセスも容易になりました。このウェブページ版は、こちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
(日本に出向中)



ロークラーク 高木大輔
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com